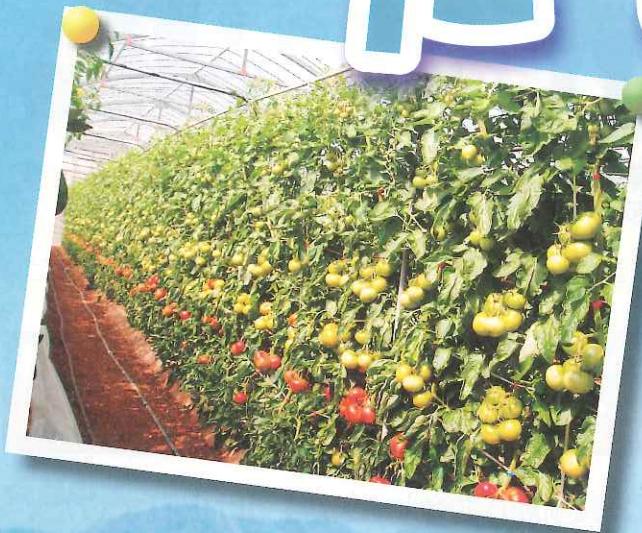


農業委員会 だより



美しい呉の農地をよみがえらせましょう



呉市農業委員会

主な記事

- 農業委員と農地利用最適化推進委員の募集
- 呉市の農業関係の助成制度
- 農地の貸し借りの制度（農地中間管理機構）
- みんなで読もう「全国農業新聞」

- 農地パトロール（利用状況調査）の実施
- 農業用ため池の届出制度
- 農業者年金に加入しましょう

○ 農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します。

問い合わせ：農業委員会事務局 ☎25-3481

●農業委員

推薦・公募 19人

条件 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項および農業委員会が所掌する業務を適切に行うことができる方



●農地利用最適化推進委員

推薦・公募 20人

条件 農業委員会が定める担当地区において、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方

●任期 令和2年8月1日～令和5年7月31日（農地利用最適化推進委員は、委嘱の日から）

●募集期間 令和元年11月中旬～12月中旬（予定）

※農業委員と農地利用最適化推進委員は兼ねることができません。応募方法の詳細については、市政だより、呉市ホームページで別途お知らせします。

○ 農地パトロール（利用状況調査）の実施

農業委員会の重要な業務として、「農地等の利用の最適化の推進」が位置づけられました。

農地等の利用の最適化の推進とは
右記の①②③により農地等の利用の
効率化・高度化を促進することです。

- ① 担い手への農地利用の集積・集約化
- ② 遊休農地の発生防止・解消
- ③ 新規参入の促進

呉市農業委員会では、平成29年8月の新体制移行後、農地等の利用の最適化を推進するため、利用状況調査に積極的に取り組んでいます。

まず、市内全域を対象に農業委員と農地利用最適化推進委員が、担当地区において農地の図面等に基づいて一筆ごとの利用状況を図面に記録し、「遊休農地（荒廃農地）」と「遊休化のおそれのある農地」を把握します。

その後、再生利用可能かどうかを検討し、再生可能と決定された農地については、所有者に「利用意向調査」を行いますので、調査書類を担当委員が持参、または郵送で届きましたらご協力をお願いします。

なお、再生困難と決定された農地については、「非農地通知書」を所有者に担当委員が持参、または郵送で交付するとともに、農地台帳を整理させていただきます。

非農地通知書を受け取られた方は、この通知書により、法務局で登記簿地目の変更登記申請ができますので、登記簿地目が田及び畠となっている土地について、地目変更を行おうと思われる方は、最寄りの法務局でご相談をお願いします。

また、地目の変更登記は、あくまでもご自身の判断によるもので強制ではないことを申し添えます。



○ 令和元年度呉市の農業関係の助成制度

新規就農者総合支援事業

問い合わせ：農林水産課 農業振興センター ☎77-0374

新規就農定着 支援奨励金

呉市内で営農開始して5年以内で60歳以下の方（この他にも条件があります。）に、就農初期に必要な設備・機械整備・農地取得等に要する経費を助成します。100万以内（新規就農者は経費の全額、後継者は経費の2分の1）

実践農業技術 研修奨励金

新規就農者の就農前研修にかかる経費を助成します。

呉市内認定農業者の研修受入先（呉市内認定農業者）に一人あたり96万円以内

農業次世代人材 投資資金 (経営開始型)

新規就農者が軌道に乗るまでの間、経営安定を図るための経費を助成します。経営開始1年目150万円、2年目以降は前年所得により変動します（最長5年間）。

次の条件をすべて満たすこと

- 独立・就農時の年齢が50歳未満であること
- 農地の所有権または利用権を有していること
- 自ら作成した青年等就農計画が認定され、主体的に農業経営ができること
- 農業大学校や県指定の認定研修施設で農業技術等を習得し、青年等就農計画の達成が確実に見込ること

この他にも条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

担い手農家への農地集積支援

問い合わせ：農林水産課 農業振興グループ ☎25-3318

農地利用集積 促進事業

担い手への農地の利用集積を進め安定的な農業経営を推進するため、農地所有者、農地の借り手に助成します。

認定農業者等が新規で5年以上の借地をした場合の農地所有者、農地の借り手

- 10アールあたり 15,000円

有害鳥獣対策事業

問い合わせ：農林水産課 農林保全グループ ☎25-3339

防護柵等資材 購入助成事業

有害鳥獣による農作物等の被害を防ぐため、防護柵等の設置または、既に設置してある防護柵等の補修や畦畔の復旧等に必要な土のう袋の購入費用の一部を助成します。（条件があります。）

- 助成金額は事業対象資材の購入費の1/3以内で、同一年度で6万円以内です。（平成30年7月豪雨災害に係る復旧については、上限はありません。）

防護柵貸与事業

農業者等が共同で大規模な防護柵を設置する場合、必要な資材を無料でお貸します。耕作農地30アール以上、延長200メートル以上などの条件がありますのでお問い合わせください。

捕獲報奨金

呉市内で適法に有害鳥獣を捕獲した方に助成します。

- イノシシ・シカ捕獲報奨金 1頭 4,000円
 - イノシシ・シカ埋設報奨金 1頭 5,000円
- （狩猟による捕獲は除きます。）

狩猟免許取得助成

有害鳥獣捕獲のため、新たに狩猟免許を取得する場合に、その費用の一部を助成します。



○ 農業用ため池の届出制度

問い合わせ：農林土木課 ☎25-3320

農業用水の確保と決壊による災害の発生防止を目的とした「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。

農業用ため池の所有者や管理者の方は、ため池に関する情報をため池が所在する市町に届け出ることが必要となります。

- 届出期間 令和元年10月15日（火）～12月27日（金）

農地を貸したり、借りたりするには 次の手続きが必要です。

- ① 農地法第3条の規定による農業委員会の許可
- ② 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定

★ ②の制度を利用した「農地中間管理事業」が始まっています。

「農地中間管理事業」とは：指定された農地中間管理機構が農地の貸し借りの仲介（貸し手・借り手の調整、賃借料の支払手続きなど）を行います。

▶対象：市内全域の農地

▶対象：農業振興地域内の農地

農地中間管理事業を活用してみませんか？

農地中間管理事業とは、平成26年度から始まった農地の新しい貸し借りのしくみです。



出し手

- 公的機関なので安心して農地を貸すことができます。
- 賃借料は機構から支払われます。

農地中間管理機構

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団

受け手

- 長期に安定して集約化された農地の借入れができます。
- 賃借料は機構に支払うことで事務が一本化できます。

農地の出し手と受け手をつなぐ農地の中間的な受け皿として**県知事が指定する法人**です。
市町、農業委員会、JA等と連携・協力して農地の貸し借りを進めています。

貸付申込みは
隨時受付中です。

地域での話し合いにより「人・農地プラン」を作成した地域で重点的に実施します。

広島県では次の法人が
農地中間管理機構に
指定されています。

〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号

(一財) 広島県森林整備・農業振興財団

(農地中間管理機構 事業推進課)

☎082-541-6192 FAX082-541-5177

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金

農業経営と老後の生活を守るために、農業者年金に加入しましょう。

60才未満で、国民年金第1号被保険者の農業者（年60日以上農業に従事）であれば加入できます。
保険料の補助や保険料の所得控除などがあり農業者にとって有利な制度です。

詳しくは農業委員会事務局・各JAへ

「全国農業新聞（週刊）」を読んでみませんか？

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門誌です。

農業に関する情報をわかりやすく解説し、家族全員が楽しめる記事も充実しています。

また、地域の話題やイベント情報などを提供しています。

【毎週金曜日発行 購読料：月700円（送料、税込み）】

お申し込みは農業委員会事務局へ